

利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会(以下「本委員会」という。)の役員及び職員の遵守事項を明確に理解した上で、本委員会の事業活動における権限の適正な行使を担保し、社会からの信頼を確保することにある。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
- (2)「直接取引」とは、役員及び職員が自己または第三者のために本委員会と取引をすることをいう。なお、このうち自己の為にする場合を「自己取引」という。
- (3)「間接取引」とは、役員及び職員が自己または第三者のために、役員及び職員以外の者との間において、本委員会と役員及び職員の利益が相反する取引をすることをいう。なお、本委員会を代表する役員は、利益が相反する役員自身でない場合にも該当するものとする。

(就業防止義務)

第3条 役員及び職員は、自己または第三者のために、本委員会の事業の部類に属する取引をしてはならない。

(利益相反行為の禁止)

第4条 役員及び職員は、本委員会との間において利益相反となり得る行為を原則禁止とする。また、役員及び職員は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となる恐れがある場合には、本委員会に対して事前取引内容を開示・申告し、本委員会による承認を受けなければならない。

2 申告を受けた本委員会は、速やかに本委員会を招集し、必要であれば申告役員に対して取引の公正性を示す証憑類の提出をもとめ、利益相反行為に該当するかの判断し決議をする。この場合、申告役員は議決権を有しない。

3 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告役員及び職員へ結果を報告する。なお本委員会は、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

本規程は、2022年（令和4年）11月13日から施行する。